

第 7 期大阪市高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画の実績について



第7期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018～2020）の実績まとめ

重点的な課題と取組み		進捗状況に関する評価	備考
<b>1 高齢者の地域包括ケアの推進体制</b>			
(1) 在宅医療・介護連携の推進		B	コロナ禍の影響
(2) 地域包括支援センターの運営の充実		A	
(3) 地域における見守り施策の推進 (孤立化防止を含めた取組み)		A	
(4) 複合的な課題を抱えた人への 支援体制の充実		A	
<b>2 認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進</b>			
(1) 認知症の方への支援	ア 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	A	
	イ 認知症の样態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	A	
	ウ 若年性認知症施策の強化	A	
	エ 認知症の人の介護者への支援	A	
	オ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	A	
	カ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進	A	
	キ 認知症の人やその家族の視点の重視	A	
	ク 大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供	B	コロナ禍の影響
(2) 権利擁護施策の推進	ア 高齢者虐待防止の取組の充実	A	
	イ 成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進	A	
<b>3 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援</b>			
(1) 一般介護予防事業の推進 (介護予防・重度化防止の推進)		B	コロナ禍の影響
(2) 健康づくりの推進	ア 生活習慣病の予防	B	コロナ禍の影響
	イ こころの健康	A	
(3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり	ア 高齢者の経験や知識を活かした社会参加への支援	B	コロナ禍の影響
	イ 生きがいづくり支援のための基盤整備	A	
(4) ボランティア・NPO等の 市民活動支援		A	

重点的な課題と取組み		進捗状況に関する評価	備考
<b>4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実</b>			
(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実		A	
(2) 生活支援体制の基盤整備の推進		A	
(3) 介護給付等対象サービスの充実		A	
(4) 介護サービスの質の向上と確保	ア 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価	A	
	イ 介護サービスの適正化	B	コロナ禍の影響
	ウ 介護サービス事業者への指導・助言	C	コロナ禍の影響
	エ 介護支援専門員の質の向上	A	
	オ 公平・公正な要介護（要支援）認定	A	
(5) 在宅支援のための福祉サービスの充実		A	
(6) 介護人材の確保及び質の向上		A	
<b>5 高齢者の多様な住まい方の支援</b>			
(1) 多様な住まい方の支援		A	
(2) 居住の安定に向けた支援		A	
(3) 施設・居住系サービスの推進	(特別養護老人ホーム)	A	
	(介護老人保健施設)	A	
	(介護療養型医療施設及び介護医療院)	B	介護医療院への転換が進まなかったため
	(認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム))	B	公募への応募なし
	(特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など))	A	
	(養護老人ホーム)	A	
	(軽費老人ホーム)	A	
(4) 住まいに対する指導体制の確保		A	

タイトル： (1)在宅医療・介護連携の推進

第7期における具体的な取組

ア 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進

- ・各区の『在宅医療・介護連携推進会議』において、区役所が主体となって医療・介護関係者と協議し、課題整理・対応策の検討を行います。

イ 多職種連携の推進

- ・多職種でのグループワークや医療側への介護の研修と介護側への医療の研修等により、在宅医療・介護連携の推進という同じ目的を共有するなど、多職種連携を図ります。

ウ 切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり

- ・各区の「在宅医療・介護連携相談支援室」において、医療と介護関係者からの相談を受け、地域包括支援センターでの「地域ケア会議」等区内の会議に参画し、情報収集・共有を行います。
- ・各区の「在宅医療・介護連携相談支援室」において、医療と介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう情報共有ツール等について検討します。
- ・各区の「在宅医療・介護連携相談支援室」において、切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築を進めます。

エ 在宅医療への理解促進

- ・区の広報紙や回覧、老人会などの地域での集まり等を活用し、地域住民の理解の促進を図ります。

進捗状況

ア 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進

- ・各区役所において、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有したうえで、課題の抽出と対応策の検討をしています。  
(令和3年3月末実績 20区/24区 (部会含む))

イ 多職種連携の推進

- ・各区役所において、地域の医療・介護関係者を対象とした研修会等を開催し、多職種の連携を図っています。(令和3年3月末実績 13区/24区)
- ・大阪市では、医療・介護関係者の区域を超えた顔の見える関係づくりを推進するため、市内基本保健医療圏ごとに多職種研修会を開催し、広域連携を図っています。(令和3年度末実績 4回開催)

ウ 切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり

- ・区内の医療・介護関係者が参画する地域ケア会議に「在宅医療・介護連携相談支援室」コーディネーターが参画し、積極的な情報収集・情報の共有を行っています。  
(令和3年3月末実績 16区/24区)

- ・「在宅医療・介護連携相談支援室」において、医療・介護関係者間で速やかな情報共有ができるよう、地域で充実又は作成すべき情報共有ツールについて検討しています。  
(令和3年3月末実績 17区/24区)
- ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築については、各区「在宅医療・介護連携相談支援室」において、区民が必要とする切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズやあり方を検討し、具体化を進めています。(令和3年3月末実績 23区/24区)

エ 在宅医療への理解促進

- ・各区役所において、地域住民に対する講演会等の開催、区広報紙・ホームページを活用する等、在宅医療や介護に関する理解促進のための普及啓発に取り組んでいます。  
(令和3年3月末実績 13区/24区)

進捗状況に対する評価と課題

評価	B	A:計画通り進行 B:遅れた部分があるが概ね計画通り進行 C:課題等の発生等により進捗に遅れが生じた
----	---	--

- ・事業における取組すべてにおいて、例年の進捗状況と比較しても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている状況です。(会議・研修会・講演会等の開催延期及び中止など)
- ・在宅医療・介護連携の推進については、医療・介護を取りまく環境が各区において様々であるため、各区の特徴をふまえながら取組みを進める必要があります。
- ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、地区医師会等と連携しながら、より一層区役所と在宅医療・介護連携相談支援室が一体となって取り組むとともに、今後、適切な評価指標を活用し、PDCAサイクルを意識した事業実施が重要と考えます。

タイトル： (2) 地域包括支援センターの運営の充実

第7期における具体的な取組

- ・ 地域包括支援センターの機能強化等  
 高齢化の進展に十分対応できる適切な人員体制の確保を図り、また、地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化を図ります。
- ・ 地域包括支援センターの資質の向上  
 地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた支援・指導を地域包括支援センターに対して行うことを通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。
- ・ 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの推進  
 地域で活動する介護支援専門員が自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを推進できるよう支援することが重要であることから、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組みます。
- ・ 地域への周知・広報など  
 地域包括支援センターの機能や役割を理解してもらえよう、地域への周知・広報並びに事業の内容及び運営状況に関する情報の公表に努めるとともに、日ごろの地域での活動を通じて周知を図り、認知度の向上に努めます。

進捗状況

- ・ 本市では、平成 18 年度に地域包括支援センターを設置し、平成 21 年度より段階的に増設しており、令和元年度においては 66 か所体制で高齢者の方の支援にあたっています。
- ・ 高齢者人口の増加や相談件数の増加といった状況等に対応するため、地域包括支援センターの人員を増配置し、また、地域包括支援センターの運営にかかる行政との役割分担と連携の強化やセンター間の役割分担や連携強化については、地域包括支援センター運営協議会の場で検討を行っています。
- ・ また、専門機関としての質的向上を図るため、これまでの基本基準に加え、平成 24 年度より、本市として重点的に取り組みを進める事業として応用評価基準を設け、評価を行っています。なお、評価結果については職能団体や学識経験者等を委員として構成される各区及び市の地域包括支援センター運営協議会で審議・承認され、次年度以降の各地域包括支援センターの運営計画に反映しています。加えて、地域包括支援センター業務に従事する職員に対し、階層別研修等を実施しています。
- ・ 平成 30 年4月施行の改正介護保険法において、要介護認定者等の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進が掲げられ、本市においても積極的に自立支援型ケアマネジメントの推進に取り組むため、地域包括支援センターの体制を強化し、医師・リハビリテーション専門職等を助言者として自立支援型ケアマネジメント検討会議を実施しています。
- ・ 周知に関しては、パンフレットをより分かりやすく改訂し、また、地域包括支援センターの活動を紹介する冊子を作成のうえ、より幅広い範囲の機関・施設への配布を行うなど、地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、センター活動の理解と利用促進に取り組んでいます。

進捗状況に対する評価と課題

評価

A

A:計画通り進行  
B:遅れた部分があるが概ね計画通り進行  
C:課題等の発生等により進捗に遅れが生じた

- ・ 地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を担うことができるよう、人員体制の確保を図ります。
- ・ 事業実施基準については、ほぼ全ての地域包括支援センターが基準を満たし、順調に運営されています。今後においても随時、地域包括支援センターの評価基準の見直しを行い、機能強化を図っていきます。また、実施した評価の内容を大阪市地域包括支援センター運営方針に反映させ、その結果に基づいた支援、指導を行うことを通して、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。